

令和 8 年第 1 回竜王町議会定例会（第 2 号）

令和 8 年 3 月 5 日

午後 1 時 0 0 分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（第 2 日）

- | | | |
|---------|----------|---|
| 日程第 1 | 議第 3 2 号 | 竜王町課設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 | 議第 3 3 号 | 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議第 3 4 号 | 土地の処分について |
| 日程第 4 | 議第 5 号 | 竜王町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 |
| 日程第 5 | 議第 6 号 | 竜王町乳児等通園支援事業の実施に関する条例 |
| 日程第 6 | 議第 7 号 | 竜王町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議第 8 号 | 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議第 9 号 | 竜王町ふれあい相談発達支援センター設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議第 1 0 号 | 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 0 | 議第 1 1 号 | 竜王町農業集落排水処理施設を公共下水道に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第 1 1 | 議第 1 2 号 | 竜王町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 2 | 議第 1 3 号 | 竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 3 | 議第 1 4 号 | 竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 4 | 議第 1 5 号 | 令和 7 年度竜王町一般会計補正予算（第 9 号） |
| 日程第 1 5 | 議第 1 6 号 | 令和 7 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号） |
| 日程第 1 6 | 議第 1 7 号 | 令和 7 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第 4 号） |
| 日程第 1 7 | 議第 1 8 号 | 令和 7 年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 8 | 議第 1 9 号 | 令和 7 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 1 9 | 議第 2 0 号 | 令和 7 年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） |

日程第 2 0	議第 2 1 号	令和 7 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 5 号）
日程第 2 1	議第 2 2 号	令和 7 年度竜王町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 2	議第 2 3 号	令和 8 年度竜王町一般会計予算
日程第 2 3	議第 2 4 号	令和 8 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定） 予算
日程第 2 4	議第 2 5 号	令和 8 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定） 予算
日程第 2 5	議第 2 6 号	令和 8 年度竜王町学校給食事業特別会計予算
日程第 2 6	議第 2 7 号	令和 8 年度竜王町介護保険特別会計予算
日程第 2 7	議第 2 8 号	令和 8 年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 2 8	議第 2 9 号	令和 8 年度竜王町土地取得特別会計予算
日程第 2 9	議第 3 0 号	令和 8 年度竜王町水道事業会計予算
日程第 3 0	議第 3 1 号	令和 8 年度竜王町下水道事業会計予算

2 会議に出席した議員（１１名）

1 番 内 山 英 作
3 番 若 井 政 彦
5 番 中 村 匡 希
7 番 橘 せつ子
10 番 森 島 芳 男
12 番 澤 田 満 夫

2 番 三 宅 政 仁
4 番 大 橋 裕 子
6 番 鎌 田 勝 治
9 番 小 西 久 次
11 番 山 田 義 明

3 会議に欠席した議員（１名）

8 番 磯 部 俊 男

4 地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 西田 秀治
副 町 長 杼木 栄司
住 民 福 祉 主 監 川嶋 正明
会 計 管 理 者 寺本 育美
未 来 創 造 課 長 岩田 宏之
税 務 課 長 奥 敏和
住 民 課 長 臼井由美子
健 康 推 進 課 長 野村 博嗣
農 業 振 興 課 長 中島 孝之
建 設 計 画 課 長 中西 政也
教 育 次 長 森岡 道友
学 校 教 育 課 長 山中 博嗣

教育委員会教育長 甲津 和寿
総 務 主 監 関司 明德
産 業 建 設 主 監 森 徳男
総 務 課 長 町田 啓司
中 心 核 整 備 課 長 織田 政則
生 活 安 全 課 長 富田 尚弘
福 祉 課 長 中原 江理
自 立 支 援 課 長 小森久美子
商 工 観 光 課 長 西村 忠晃
上 下 水 道 課 長 越智 裕彰
教 育 総 務 課 長 沖 宏賢
生 涯 学 習 課 長 山中 知樹

5 職務のため議場に出席した者

議 会 事 務 局 長 寺嶋 要

書 記 後藤麻理奈

開議 午後１時００分

○議長（澤田満夫） 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員数は１１人であり
ます。よって、定足数に達しておりますので、これより令和８年第１回竜王町議
会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 １ 議第３２号 竜王町課設置条例の一部を改正する条例

日程第 ２ 議第３３号 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 ３ 議第３４号 土地の処分について

○議長（澤田満夫） 日程第１ 議第３２号、竜王町課設置条例の一部を改正する  
条例から日程第３ 議第３４号、土地の処分についてまでを一括議題といたしま  
す。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま上程いただきました議第３２号から議第３４号まで  
の各議案につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、議第３２号、竜王町課設置条例の一部を改正する条例につきましては、  
機構見直し検討協議等に基づき組織体制を見直すため、条例の一部改正を行うも  
のでございます。

次に、議第３３号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につつま  
しては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和８年４月１日に施  
行されることに伴い、関係法令の改正が行われること及び令和８年度から国民健  
康保険税の税率を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第３４号、土地の処分についてにつきましては、山面地先の町有地を  
処分いたしたく、地方自治法第９６条第１項第８号及び竜王町議会の議決に付す  
べき契約および財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議決を  
求めるものでございます。

山面地先にあります前川支流につきましては、土石流危険渓流であり、土砂の  
堆積や溪岸の浸食が見受けられ、土石流などの土砂災害が発生した場合には、甚  
大な被害が生じるおそれがあります。そのため、当該町有地を前川支流補助通常

砂防事業用地として滋賀県に売却し、同県において、砂防堰堤を整備、土砂災害を防止するための工事を実施いただくものでございます。

つきましては、5, 193. 59平方メートルの土地を滋賀県知事三日月大造に2, 363万831円で売却いたしたく、議決を求めるものでございます。

以上、提案理由といたしますので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（澤田満夫）** 以上で、提案理由の説明が終わりました。

日程第1 議第32号、竜王町課設置条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（澤田満夫）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（澤田満夫）** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第1 議第32号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（澤田満夫）** 起立全員であります。よって、日程第1 議第32号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議第33号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（澤田満夫）** ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（澤田満夫）** 御異議なしと認めます。よって、日程第2 議第33号は総

務産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

日程第3 議第34号、土地の処分についてを議題として、質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

5番、中村匡希議員。

**○5番（中村匡希）** 日程第3 議第34号、土地の処分について質疑をさせていただきます。

午前中の全員協議会でもお伺いはして、内容については異論はないんですが、今回この町有地を売却して、土地の売払い収入というのが約2,360万円入ります。お出しいただいた資料によりますと、この2,360万円につきましては、教育厚生施設等整備基金積立金に積み立てるという説明でありました。

この点について2つお伺いしたいんですが、教育厚生基金というのは、基本的には学校施設、それから介護予防施設等を整備するための基金です。この基金に繰り入れるということは、具体的な整備計画があるのかということ、まずお伺いしたいんです。

それから2つ目として、代替案として普通、こういう歳入が入った場合は、財政調整基金か、あるいは土地取得特別会計の歳入に入れるのが普通じゃないかなと思うんですが、そこをスルーして直接この教育厚生基金に入れるというのは、どういう検討をしてそうなったのかということも詳しくお伺いしたいと思います。

**○議長（澤田満夫）** 図司総務主監。

**○総務主監（図司明德）** ただいまの中村議員から御質問をいただきました2点について、お答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、教育関係施設を含めて今後の整備予定、この基金を充当する予定の事業ということでお伺いやというふうに考えておるところでございます。

1点目、やっぱり学校の部分でございますが、竜王小学校については今回移転新築をさせてもらったところですが、西小学校、また竜王中学校におきましては一定、トイレの改修、また空調を含めました体育館、新しく竜王小学校を造った分については体育館に空調も整備されておりますので、時期についてはやっぱり財源の調整、また補助金の調整もございまして、順次それぞれの学校についても整備を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、それと併せまして1点、給食センターについても、現在の給食センター

の老朽化が進んでおりますので、早い段階で建て替え、更新ということも考えておりますので、そのような分について今回、積立てをさせていただく基金については充当を考えておるところでございます。

2点目の積立先のところでございます。

今、中村議員のほうから財政調整基金という話もございましたけれども、一旦財政調整基金に積みますと、財政の調整としては大変扱いやすい基金ということで、日常的に財源が不足する場合に財政調整基金から充当していくというような目的の基金でございます。

今回、土地を売却するという関係の中では、町としてやはり先人の頃から引き継いできた、町にとっても大切な財産を今回売却して、それによって得られる収入でございますので、この収入を単年度の財源として使うよりも、例えば学校でありますとか公共施設等、長きにわたって多くの方に使っていただく施設に充当することによって、これまでの大切な財産を守ってきたというところの使い道としては適切であるというようなことを判断させていただいて、今回この基金に積ませてもらったところでもございます。

今後、同じように財産を売却するという場合もございますけれども、次のときの使い道、皆さんに還元できるような使い道ということも含めて、十分検討した上で積立てを行ってまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上でございます。

**○議長（澤田満夫）** 中村匡希議員。

**○5番（中村匡希）** 基金に組み入れるということは、そういう使い道に使えるということではあるんですが、今、3月議会ですので、令和8年度の予算書も当然出ているわけですが、それを見る限り、例えば西小だとか竜中の修繕計画があって、それにこの基金が生かされているのかというのがその予算からは拾えませんでした。

だから、この基金に入れるんだったら、具体的にこの金額のこの事業に入れるということをまず明確化してからじゃないと、これ基金に入れるっていうのはちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですが、その財政上のルールって、こういうことをきちんと決めておられないのかなって、私はちょっと不思議に思いました。それで、そういうルールがあるのか、ないのかというのがまず1つ。

具体的にどういう事業に使うのか、これから使っていくじゃなくて、どう使う

のかというのを決めてからじゃないと、基金繰入れってそもそも私はするべきではないと思うんですが、その点についてどうお考えなのかをお伺いしたいです。

一応地方自治法を調べてきたんですが、241条です。地方自治法というのは、いわゆる地方行政の憲法みたいなものですが、基金の積立てというのは特定の目的に応じて確実かつ効率的に運用しなければならないと、「特定の目的」なんですよ。例えば新築の竜王新小学校の場合は改築基金というのがあって、もうこの新築のために充ててる基金ですよっていうのがかなり明確になってますよね。

だけど今回、この教育厚生施設等整備基金に入れるっていうのは、一体何に使われることなのかというのが具体的に見えてこないというところが、私はちょっと問題があるんじゃないかなと思うんです。

例えば、これ1回財調なり歳入に入れたら、このお金をどうやって使うかっていうのを議会を交えて一体的に議論できると思うんですが、いきなりこれを基金に入れてしまうと、そのステップをスルーしてしまうことになりかねませんので、もし直で基金に入れるんだったら、どういうふうなお金として具体的にこれ使いますっていうことまではやっぱり言っていただかないと、やっぱりこういうお金の入れ方っていうのは私はするべきではないと思うんです。

これは3点目の質問としてお伺いしたいんですが、先ほど給食センターとか学校の修繕というのもあったわけなんですけど、これは教育厚生施設なので、この介護予防拠点とかもこの基金の修繕からお金を出せるということなんですけど、話の中ではやっぱりそういう高齢者関係の施設っていうのは出てこなかったんですが、それはなぜなのかという。この基金を使うんだったら、そこもやっぱり考えていただかないと思うんですが、そういう議論をされたのかどうか、その点もお伺いしたいです。

**○議長（澤田満夫）** 図司総務主監。

**○総務主監（図司明德）** 中村議員の再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今回、教育厚生施設等整備基金のほうで積立てをさせていただきました。これに実際充当する場面におきましては、基金を取り崩して一般財源化をしてそれぞれの整備に充当していくということで、その分については当然予算化をさせていただくということになりますので、その時点で議員さんの御審議の中に入ってくるのかなというふうには一定思うところでございます。

それと、実際の充当の方法ですけれども、一つの施設を整備するに当たっては

必要な金額が出てまいります。その中の財源として、まず1番目に充てたいものとしては補助金、交付金等を充てにいきます。続いて充てにいくのが起債、借入金によって必要な分を補っていく。また交付金・補助金、また起債には該当しない部分、その補助残りの部分については一般財源として工事費に当たる財源を捻出していくということになります。

その一般財源を捻出するに当たって、もちろんその当年度の税収なり、頂いたお金からその財源に当たっていくということも一点ございます。ただ、その一般財源を捻出するに当たって、基金を一旦取り崩させていただいて、それを一般財源化して必要な財源としてあてがっていくという、そういうような形になっております。

先ほども申しましたけれども、今現在、計画なり目の前に見えておる大きな事業としては、小学校また中学校の改築というのがやっぱり目の前に見えておりますので、その中で充当していきたいというふうに思っています。

ただ、幾らそれぞれに充当するかという部分につきましては、今も申し上げましたけれども、まず交付金、それから起債、それに不足する分については一般財源で追いますので、その一般財源の分のうち単年度で補う分と、この積立てから充当する分を分けつつ活用してまいりたいというふうに思いますので、年度年度しっかりその中で計画立てて充当する中でまた予算として御審議をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

教育施設だけに絞ったということではございますけれども、今回、やっぱり目の前に大きな部分として見えておるのが小学校、中学校という教育施設、学校施設でございますので、一旦はそこに目線を合わせまして、この分については充当財源として設けているところでございますけれども、今後もちろん福祉関連施設等の分が発生しました時点で、またそういう分への目的を持って積み立てるということも十分あり得る話でございますので、今のところは目の前に見えておる教育施設というところで限定させていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

**○議長（澤田満夫）** 中村匡希議員。

**○5番（中村匡希）** 私はこの売却には反対してないので、これはもうこれで最後の質問にしますが、今の主監の説明だと、基金を最初に積み立ててから補助金申請するという、ちょっと私は順番が違うんじゃないのかなと。補助金なり国の交

付金なりが確定して、それでももし足りなかったら基金から出すと、これがやっぱり本来の順番だと思いますので、やっぱりそういう順序立てというのがちょっと今回あべこべに、てれこになっているような気がしてならないんです。

特に決まったルールがないようなので、基金に組み入れるときは、例えばこういう場合は財調で1回受けますとか、それなりのルール整備をしてはどうかなと、これは私の提案ですけども、それをちょっと1回検討していただけないかなとということをお願いしたいです。だって、今回のこれは美松台の裏山の土地で、砂防ダムを造っていただくということで町有地を売却するということですが、これ防災の関係で土地の収入が入ってくるわけですから、これを教育で受けるっていうのは、私はちょっとやっぱり変だと思うんです。だから、防災・減災のための基金に直で入れるんだったらまだ分かるけれども、何で教育基金に入るのっていうところもやっぱり何か理屈立てが非常に曖昧だなというふうに思いました。

先ほどの基金をどう使うかっていうのも具体的には確定していないというような話だったので、やっぱりこれは1回、ルールとして作成すべきじゃないかなと。そうじゃないとやっぱり議会の審議等もスルーする可能性があるので、ちょっとこの点については検討していただきたいんですが、どうでしょうか。

**○議長（澤田満夫）** 図司総務主監。

**○総務主監（図司明德）** 中村議員の御質問に回答させていただきます。

冒頭の御回答の中でも申し上げましたけれども、町の財産、大変大切なものであるというふうに思っています。そういう意味では、その活用方法なり、それを売却した中で得られる収入についてどういうふうに扱っていくか、どういうふうに保存をするということも大事なかなというふうに思いますので、そのことについては今、中村議員がおっしゃったように、一定皆さんに分かりやすいような運用ルールみたいなものを定めてやっていくということも大変有用なことやというふうに思いますので、今も御提案いただきましたことについては、引き続き検討させていただきますと思います。ありがとうございます。

**○議長（澤田満夫）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（澤田満夫）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第3 議第34号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第3 議第34号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 4 議第 5号 竜王町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

○議長（澤田満夫） 日程第4 議第5号、竜王町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） 御異議なしと認めます。よって、日程第4 議第5号は教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 5 議第 6号 竜王町乳児等通園支援事業の実施に関する条例**

○議長（澤田満夫） 日程第5 議第6号、竜王町乳児等通園支援事業の実施に関する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） 御異議なしと認めます。よって、日程第5 議第6号は教育  
民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、そ  
の経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 6 議第 7号 竜王町行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定
個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（澤田満夫） 日程第6 議第7号、竜王町行政手続における特定の個人を
識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個
人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。
これより採決を行います。
お諮りいたします。
日程第6 議第7号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第6 議第7号は原案の
とおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 7 議第 8号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（澤田満夫） 日程第7 議第8号、竜王町職員の給与に関する条例の一部  
を改正する条例を議題として、質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第7 議第8号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第7 議第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 議第 9号 竜王町ふれあい相談発達支援センター設置条例の一部を改正する条例

○議長（澤田満夫） 日程第8 議第9号、竜王町ふれあい相談発達支援センター設置条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第8 議第9号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第8 議第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 9 議第 10号 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例**

○議長（澤田満夫） 日程第9 議第10号、竜王町介護保険条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第9 議第10号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第9 議第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議第11号 竜王町農業集落排水処理施設を公共下水道に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例

○議長（澤田満夫） 日程第10、議第11号、竜王町農業集落排水処理施設を公共下水道に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第10 議第11号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第10 議第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 1 1 議第 1 2 号 竜王町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例**

○議長（澤田満夫） 日程第 1 1 議第 1 2 号、竜王町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第 1 1 議第 1 2 号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第 1 1 議第 1 2 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 2 議第 1 3 号 竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

○議長（澤田満夫） 日程第 1 2 議第 1 3 号、竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第 1 2 議第 1 3 号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求め

ます。

[賛成者起立]

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第 1 2 議第 1 3 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 1 3 議第 1 4 号 竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例**

○議長（澤田満夫） 日程第 1 3、議第 1 4 号、竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第 1 3 議第 1 4 号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第 1 3 議第 1 4 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 4 議第 1 5 号 令和 7 年度竜王町一般会計補正予算（第 9 号）

○議長（澤田満夫） 日程第 1 4 議第 1 5 号、令和 7 年度竜王町一般会計補正予算（第 9 号）を議題として、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は予算決算常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） 御異議なしと認めます。よって、日程第１４ 議第１５号は
予算決算常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、
その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第１５ 議第１６号 令和７年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
補正予算（第３号）**

○議長（澤田満夫） 日程第１５ 議第１６号、令和７年度竜王町国民健康保険事  
業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）を議題として、質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。  
お諮りいたします。  
日程第１５ 議第１６号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求め  
ます。

[賛成者起立]

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第１５ 議第１６号は原  
案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第１６ 議第１７号 令和７年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）
補正予算（第４号）**

○議長（澤田満夫） 日程第１６ 議第１７号、令和７年度竜王町国民健康保険事
業特別会計（施設勘定）補正予算（第４号）を議題として、質疑に入ります。
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第16 議第17号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第16 議第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議第18号 令和7年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（澤田満夫） 日程第17 議第18号、令和7年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第17 議第18号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第17 議第18号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議第19号 令和7年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（澤田満夫） 日程第18 議第19号、令和7年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第 18 議第 19 号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求め
ます。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第 18 議第 19 号は原
案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 19 議第 20 号 令和 7 年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3  
号）

○議長（澤田満夫） 日程第 19 議第 20 号、令和 7 年度竜王町後期高齢者医療  
特別会計補正予算（第 3 号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第 19 議第 20 号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求め  
ます。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第 19 議第 20 号は原  
案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 0 議第 2 1 号 令和 7 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 5 号）

○議長（澤田満夫） 日程第 2 0 議第 2 1 号、令和 7 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 5 号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第 2 0 議第 2 1 号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第 2 0 議第 2 1 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 2 1 議第 2 2 号 令和 7 年度竜王町下水道事業会計補正予算（第 3 号）**

○議長（澤田満夫） 日程第 2 1 議第 2 2 号、令和 7 年度竜王町下水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第 2 1 議第 2 2 号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求め

ます。

[賛成者起立]

○議長（澤田満夫） 起立全員であります。よって、日程第 2 1 議第 2 2 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 2 議第 2 3 号 令和 8 年度竜王町一般会計予算

日程第 2 3 議第 2 4 号 令和 8 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
予算

日程第 2 4 議第 2 5 号 令和 8 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）
予算

日程第 2 5 議第 2 6 号 令和 8 年度竜王町学校給食事業特別会計予算

日程第 2 6 議第 2 7 号 令和 8 年度竜王町介護保険特別会計予算

日程第 2 7 議第 2 8 号 令和 8 年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 2 8 議第 2 9 号 令和 8 年度竜王町土地取得特別会計予算

日程第 2 9 議第 3 0 号 令和 8 年度竜王町水道事業会計予算

日程第 3 0 議第 3 1 号 令和 8 年度竜王町下水道事業会計予算

○議長（澤田満夫） 日程第 2 2 議第 2 3 号、令和 8 年度竜王町一般会計予算から日程第 3 0 議第 3 1 号、令和 8 年度竜王町下水道事業会計予算までの 9 議案を一括議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、日程第 2 2 議第 2 3 号から日程第 3 0 議第 3 1 号までの 9 議案については予算決算常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（澤田満夫） 御異議なしと認めます。よって、日程第 2 2 議第 2 3 号から日程第 3 0 議第 3 1 号までの 9 議案については予算決算常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（澤田満夫） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。  
大変御苦勞さまでございました。

散会 午後 1 時 3 9 分